様式第十七号（第五十条関係）

就業規則変更命令書

事業の名称
事業の所在地
使用者職氏名

右の者に対し、労働基準法第九十二条第二項の規定により、その就業規則の中次の事項について変更すべきことを命ずる。

一
二

（変更を命ずる理由）

年　月　日

労働基準監督署長　　印

備考

一　この命令に不服がある場合には、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して三箇月以内に、　　厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる（命令があつた日から一年を経過した場合を除く。）。

二　この命令に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができる（命令があつた日から一年を経過した場合を除く。）。

三　ただし、命令があつたことを知つた日の翌日から起算して三箇月以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に提起しなければならない（裁決があつた日から一年を経過した場合を除く。）。